世田谷区児童相談所

サポートの内容

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等の専門スタッフが、１８歳未満の子どもに関する相談をお受けいたします。
養護に関すること／保健に関すること／障害に関すること／非行に関すること／育成に関すること／里親に関すること／愛の手帳の交付にかかる申請・判定

分野

こころやからだの悩み / 家庭・家族・パートナーの悩み / 学校・学業の悩み / その他

対象地域

世田谷区

メッセージ

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される専門相談機関です。
１８歳未満の子どもに関する相談であれば、本人、家族、学校の先生や地域の方等、どなたからでもお受けします。

寄せられた悩み

保護者の方からの相談
・イライラして子どもを叩いてしまう
・育児が大変、疲れた
・言葉が遅くて心配
・家出を繰り返している
近隣や関係機関等からの相談
・傷やあざがある子どもがいて心配
子どもからの相談
・親から叩かれる
・ご飯を食べさせてくれない
・親から暴言をはかれる

対象年齢

１８歳未満の子どもに関する相談であれば、どなたからでもお受けします。

料金

無料
※ただし、ご利用に伴う電話代、通信費、交通費などは相談者のご負担となります

家族だけでの相談・サポート

可能

家族向けサポートの概要・料金

家族からの相談OK

電話相談

番号：03-6379-0697
受付時間：8時30分～17時00分
備考：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）

【世田谷区児童虐待通告ダイヤル】
（電話番号）0120-52-8343（子にやさしさ）
（受付時間）24時間365日

【児童相談所虐待対応ダイヤル】
（電話番号）189（いちはやく）
（受付時間）24時間365日

来所相談

住所

〒156-0043 世田谷区松原6-41-7

MAP



受付時間

8時30分～17時00分

備考

電話などで相談日時を予約してください。

詳細ページ

https://www.wakapota.metro.tokyo.lg.jp/support/detail.php?id=124